

熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱

制定	平成21年	3月31日	市長決裁
改正	平成22年	3月19日	市長決裁
	平成22年10月	8日	契約検査室次長決裁
	平成23年	3月29日	総務局長決裁
	平成23年	6月20日	契約検査室次長決裁
	平成24年	3月29日	総務局長決裁
	平成24年	9月10日	総務局長決裁
	平成26年	3月31日	契約検査監決裁
	平成27年	3月31日	契約検査総室長決裁
	平成28年	3月30日	総務局長決裁
	平成29年	1月25日	市長決裁
	平成29年	3月30日	総務局長決裁
	平成29年	8月1日	告示第497号
	令和3年	3月9日	総務局長決裁
	令和6年	3月27日	市長決裁
	令和7年	7月2日	契約政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市の発注に係る契約（建設工事、調査、測量及び設計等の請負及び委託契約を除く。以下同じ。）の適正な履行を確保するため、次に掲げる者（以下「有資格業者」という。）に指名停止及び見積合わせ参加停止（以下「指名停止等」という。）に該当する行為があった場合の市の措置について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱（平成13年10月1日施行）第5条に規定する有資格業者
- (2) 熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱（平成17年6月1日施行）第5条に規定する熊本市小規模修繕契約希望者登録名簿に登録された者
- (3) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者（指名停止等）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき指名停止等を行ったときは、本市の発注に係る契約のため入札又は見積合わせを行うに際し、当該指名停止等に係る有資格業者を入札又は見積合わせに参加させてはならない。この場合において、当該指名停止等に係る有資格業者を現に指名し、又は見積合わせに参加させているときは、当該指名又は参加を取り消すものとする。
- 3 市長は、有資格業者が、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止となった場合、又は上下水道事業管理者、交通事業管理者若しくは病院事業管理者から指名停止等の措置を受けた場合、本市の発注に係る契約においても、当該指名停止等の期間と同期間、当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。当該指名停止等について、期間が変更され、又は解除された場合も、また同様とする。（下請負人及び共同企業体に関する指名停止等）

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人（再委託を受けた者その他これに類するものを含む。以下同じ。）のあることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人（直接本市から委託を受けた者その他これに類するものを含む。）の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体（これに類するものを含む。以下同じ。）について指名停止等を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等について責を負わないと認

められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を行うものとする。

(指名停止等の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止等の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止等の期間が1月に満たない場合にあっては、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止等の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止等の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止等の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項、次条及び別表各項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合にあっては、36月）まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項、次条及び別表各項に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止等を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止等の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定めて指名停止等を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該期間に当該期間と同等の期間を加重した期間をもって指名停止等の期間とする。ただし、加重後の指名停止等の期間が36月を超える場合にあっては、36月とする。

(1) 談合情報を得た場合又は熊本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事実について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。

(2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

(5) 熊本市の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体及び公社等をいう。以下同じ。）の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容

疑に関し、別表第2第3項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

（指名停止等の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3項又は第3条各項の規定により指名停止等を行い、第4条第5項の規定により指名停止等の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止等を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止等通知書（様式第1号）、指名停止等期間変更通知書（様式第2号）又は指名停止等解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等の事由が本市の発注に係る契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（管理者への通知）

第7条 市長は、第2条第1項又は第3項の規定により指名停止等を行い、第4条第5項の規定により指名停止等の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止等を解除したときは、上下水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者に対しそれぞれ指名停止等連絡書（様式第4号）、指名停止等期間変更連絡書（様式第5号）又は指名停止等解除連絡書（様式第6号）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 契約担当者は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りではない。

（下請負等の禁止）

第9条 契約担当者は、指名停止等の期間中の有資格業者が市の発注に係る契約の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該契約の保証人となることを承認してはならない。

（指名停止等に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名及び見積合わせ参加回避）

第11条 市長は、前条の規定により書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う場合において特に必要があると認めるときは、当該有資格業者の指名及び見積合わせ参加（以下「指名等」という。）を回避することができる。

2 市長は、有資格業者が別表各項の措置要件に該当する事実を知ったときは、第2条第1項等の規定により指名停止等を行うまでの間、当該有資格業者の指名等を回避するものとする。

3 市長は、有資格業者が別表各項に該当しない場合においても、経営不振又は社会的信用を失墜する等の行為があった場合は、指名等を回避することができる。

（熊本市物品購入・業務委託等有資格業者指名停止等審査委員会）

第12条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定による指名停止等、第4条第5項の規定による指名停止等の期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止等の解除の措置について審査するため、熊本市物品購入・業務委託等有資格業者指名停止等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 契約監理部長
- (2) 行政管理部総務課長
- (3) 経済政策課長
- (4) 教育政策課長
- (5) 契約政策課長

3 委員会に委員長を置き、契約監理部長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 第2項第2号から第5号に定める委員は、委員が指名する者（副課長に限る。）によって職務を代理することができる。

8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要する等特別の理由があるときは、招集によらず委員長の定める方法によるものとする。

- 9 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 11 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。
- 12 委員会の庶務は、契約政策課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(熊本市物品購入契約等に係る指名(見積合わせ参加)停止等の措置要綱の廃止)
- 2 熊本市物品購入契約等に係る指名(見積合わせ参加)停止等の措置要綱(平成13年10月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に行った旧要綱の規定による指名停止等の措置は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この要綱の施行前に行われた行為については、旧要綱は、なおその効力を有するものとする。この場合において、第1条第3号から第5号までに掲げる者については、これを旧要綱第1条にいう熊本市物品関係指名競争入札(見積)参加資格者名簿に登録された者とみなして旧要綱のそれぞれの規定を適用する。
(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)
- 5 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2町編入日」という。)前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。この場合において、第5条第1号及び第5号中「熊本市の職員」とあるのは、「熊本市の職員(旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の職員であった者を含む。)」とする。
- 6 2町編入日前の旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の職員に対する贈賄については、これを熊本市職員に対する贈賄とみなしてこの要綱を適用する。
- 7 熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱(平成13年10月1日施行)附則第3項及び熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等に関する要綱(平成20年12月26日告示第731号)附則第3項に基づき本市の有資格業者とみなされた者に係るこの要綱の適用に関しては、2町編入日の事実又は行為があっても2町編入日以降に指名停止要件に該当する行為が司法当局等によって決定された場合(指名停止要件が司法当局等の決定に基づかないものにあつては、2町編入日以降に指名停止に該当する行為を確認した場合)について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。)の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の

規定により審判手続きが開始された事案であって、この要綱の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の別表第2各項に定めるところにより期間を定められた指名停止であってこの要綱の施行の日以後にその期間が満了するもののうち、この要綱による改正後の別表第2各項に定めるところにより期間を定めるとしたならば当該指名停止の期間が現在よりも短く決定されると見込まれるものについては、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第4条第5項の規定にかかわらず、別に市長が定めるところにより、当該指名停止の期間を変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。

別表第1

過失による粗雑な履行及び契約違反等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 本市の発注に係る競争入札及び随意契約において、参加資格審査申請書、その他の調査資料に虚偽記載をし、本市の発注に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(過失による粗雑な履行) 2 本市の発注に係る契約の履行に当たり、過失により粗雑な履行を行ったと認められるとき（引き渡された契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 3 熊本県内における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき（前項に掲げるものを除く。）。	当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上3月以内
(契約違反) 4 第2項に掲げる場合のほか、本市の発注に係る契約の履行に当たり、契約に違反し、本市の発注に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 本市の発注に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故) 6 本市の発注に係る履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次に掲げる者が熊本市の職員又は他の公共機関に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等（有資格業者である個人及び有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） (2) 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）及びその支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。） (3) 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。以下同じ。） (独占禁止法違反行為) 2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市の発注に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公契約関係競売等妨害又は談合) 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務等に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力団又は暴力団関係者の利用等) 4 代表役員等、一般役員等、使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。 (2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。 (3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。 (契約辞退) 5 本市の発注に係る契約に関し、正当な理由なく落札者が契約を締結しないとき。 (適正な予算執行の妨げ) 6 本市の発注に係る契約の履行に当たり、次のいずれかに該当し、本市の適正な予算の執行を妨げたと認められるとき。 (1) 職員の要請に応じて物品の納入なしに代金名目で支払いを受け、後日随時に物品を納入し、若しくは契約した内容とは別の物品を納入し、又は契約した部署と異なる部署に納入し、不適切な物品購入の相手方となったとき。 (2) 職員の要請に応じて業務の受託なしに代金名目で支払いを受け、後日業務の受託をし、若しくは契約した内容とは別の業務を受託し、又は契約した部署と異なる部署の業務を受託し、不適切な業務受託の相手方となったとき。 (不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務等に関し不正又は不誠実な行為をし、本市の発注に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 当該認定をした日から6月以上24月以内 逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 当該認定をした日から2月以上6月以内 当該認定をした日から2週間以上9月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内

8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、本市の発注に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
--	---------------------------

発 第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

指 名 停 止 等 通 知 書

この度、貴 が (の) ① ことは、誠に遺憾であります。
よって下記のとおり指名停止及び一般競争入札参加停止、又は見積提出停止（以下「指名停止等」という。）の措置を行うこととしたので通知します。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。②（今後は、責任や信頼回復に努められるとともに、かかる事態が生じることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置について報告してください。）

記

- 1 指名停止等の期間 ③
- 2 指名停止等の理由 ④

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第 6 条第 2 項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2号（第6条関係）

発 第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

指 名 停 止 等 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 発第 号で貴 の指名
停止を行った旨を通知したところですが、この度、下記のとおり当該指名停止及び一般
競争入札参加停止、又は見積提出停止（以下「指名停止等」という。）の期間を変更し
たので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第 3 号（第 6 条関係）

発 第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

指 名 停 止 等 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 発第 号で貴 の指名停止及び一般競争入札参加停止、又は見積提出停止を行った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止及び見積提出停止、又は一般競争入札参加停止を解除したので通知します。

様式第4号（第7条関係）

発 第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

指 名 停 止 等 連 絡 書

この度、名称及び商号 代表者氏名 に係る
指名停止及び一般競争入札参加停止、又は見積提出停止（以下「指名停止等」という。）
を行ったので通知します。

記

- 1 指名停止等の期間
- 2 指名停止等の理由
- 3 該当措置基準

熊本市長

先に、 年 月 日付け 発第 号で名称又は商号
代表者氏名 に係る指名停止及び一般競争入札参加停止、又は見積合わせ参加停止（以下「指名停止等」という。）を行った旨を通知していましたが、この度、
下記のとおり指名停止等の期間を変更したので、〇〇〇〇〇〇要綱第〇〇条第〇〇項の
規定により通知します。

- 1 従前の指名停止等の期間
- 2 変更後の指名停止等の期間
- 3 変更の理由

様式第 6 号（第 7 条関係）

発 第 号
年 月 日

様

熊 本 市 長

指 名 停 止 等 解 除 連 絡 書

先に、 年 月 日付け 発第 号で の指名
停止及び一般競争入札参加停止、又は見積提出停止（以下「指名停止等」という。）を
行った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止等を解除したので、〇〇〇〇
〇〇要綱第〇〇条第〇〇項の規定により通知します。